

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

入札説明書

平成 13 年 7 月

倉 敷 市

はじめに

倉敷市（以下「市」という。）では、同市域で収集される可燃ごみ、市の他のごみ焼却施設で排出した焼却灰及び下水汚泥を処理対象物とする倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業（以下「処理事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI 推進法」という。平成 11 年法律第 117 号）に基づいて実施することを計画している。

市では、PFI 推進法の精神に則り、民間事業者の有する資金調達力、経営能力及び技術的能力を活用して倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の建設（設計及び施工）を行うとともに、同施設の運営（運転及び維持管理）も民間事業者に委ねる計画である。

入札説明書（以下「本説明書」という。）は、建設、運営に関する民間事業者選定のための入札に適用されるものであり、処理事業に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、本説明書を含む募集要項（本説明書、発注仕様書、契約条件書、参考資料及びその他の補足資料）によるものとする。

本説明書に記載される入札への参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、処理事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 入札説明書

目次

はじめに	1
1. 公告日	1
2. 発注者	1
3. 担当部局.....	1
4. 事業概要.....	1
5. 契約締結までの手続き	4
6. スケジュール	5
7. 募集要項の配布.....	6
8. 募集要項に対する質疑.....	6
9. 審査委員会の設置	7
10. 入札参加資格要件	7
11. 事業実施用地に関する要件等	9
(1) 市の確保する事業実施用地	9
(2) 参加者による事業実施用地の提案	9
(3) 用地確保能力の確認（参加者が事業実施用地を提案する場合）	9
12. 一参加者一入札.....	10
13. 参加者を構成する民間企業等の変更の禁止	10
14. 資格審査.....	10
15. 入札参加資格が認められなかったものに対する理由の説明	12
16. 入札の手続き等.....	13
17. 技術審査.....	14
18. 開札参加資格が認められなかったものに対する理由の説明	15
19. 開札の手続き等.....	15
20. 落札者の決定方法（コスト妥当性審査）	16
21. 入札保証金	17
22. 入札、開札の無効等	17
23. 契約詳細の詰め及び契約の締結	17
24. 使用する言語及び通貨.....	18

1. 公告日

公告日は、以下のとおりとする。

平成 13 年 7 月 3 日

2. 発注者

発注者は、以下のとおりとする。

倉敷市長 中田 武志

3. 担当部局

担当部局及びその連絡先は、以下のとおりとする。

住 所：〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
担当部局：倉敷市市民環境局環境部一般廃棄物対策課
倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業担当
電 話：086-426-3375
F A X：086-426-6050
E メール：gwst@city.kurashiki.okayama.jp

本入札に関して担当部局の行なう事務に対する助言を行なうため、次のアドバイザーを置く。

株式会社 日本総合研究所
三井安田法律事務所

4. 事業概要

処理事業は、民間事業者¹が特別目的会社（以下 SPC: Special Purpose Company という。）を組成し、「岡山県環境影響評価等に関する条例」で定められた環境影響評価を実施するとともに、市が搬入する可燃ごみ、焼却灰、下水汚泥（これらを合わせて「一般廃棄物等」という。）

¹ ここでいう民間事業者とは、入札の結果、PFI 事業者として選定され、実際に処理事業を実施する当事者のことをいう。

の処理を行う処理施設を建設（設計・施工）し、さらにその運営（運転・維持管理）までを一括して行うものである。処理施設は、平成 17 年 4 月に供用が開始され、平成 37 年 3 月まで運営が行われる計画である。

SPC は市の確保した事業実施用地、または、一定の条件を満たした、自ら提案した事業実施用地において処理施設の建設・運営を行うことができる。ただし、自ら提案した用地で事業を行なう場合は、同事業実施用地における処理事業の実施に関する地域住民からの合意の取得は、SPC を構成する企業が行うものとする。

また、ごみ質低下に対応した補助燃料材としての活用及び一般廃棄物等の処理コストの削減効果等を目的として、SPC は産業廃棄物を一般廃棄物等に加えて処理（混合処理）することとする。ただし、混合処理する産業廃棄物は、原則として岡山県内から調達されるものとし、その半分程度は倉敷市内から調達されるものとする。更に、SPC は、処理施設の建設に係る資金の調達も行うものとし、運営期間（約 20 年）にわたって施設を所有するものとする。

溶融スラグ、金属類及び溶融飛灰等の副生成物等は、一般廃棄物等及び混合処理される産業廃棄物によって生成されるが、一般廃棄物等起源のものと産業廃棄物起源のものを分別することはできない。そのため、一般廃棄物等と産業廃棄物の処理量によって案分することで副生成物処理を行なうことを原則とする。一般廃棄物等の処理に係る溶融スラグと金属类等相当分については、SPC によって有効利用されることを原則とするが、有効利用できない余剰の溶融スラグが発生する場合については、市が有償で最終処分を行うこととする（金属類の最終処分は認められない。）。一方、一般廃棄物等の処理に係る溶融飛灰については、SPC が薬剤処理とセメント固化処理の複合処理もしくは薬剤単独処理等による安定化処理を行うこととする。安定化処理済の溶融飛灰の最終処分は市が有償で行うこととする。なお、産業廃棄物に係る副生成物相当分の有効利用と最終処分については、全て SPC の責任で実施するものとする。

処理事業の概要は以下のとおりであり、詳細については発注仕様書に示すとおりである。

(1) 業務名

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

(2) 業務場所

市が確保する事業実施用地を使用する場合

倉敷市水島川崎通 1 丁目 1 8 番（雑種地）うち面積約 2 ha

参加者が事業実施用地を提案する場合

倉敷市水島臨海工業地帯（工業専用地域、市街化調整区域）内で、参加者が提案する用地（施設の立地条件については 11.の内容を参照のこと）

(3) 業務内容

資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業における環境影響評価、処理施設の建設・運営及びその附属業務一式

(4) 期間

環境影響評価期間 : 落札者決定後の環境影響評価開始日～平成 15 年 3 月 31 日

建設（設計・施工）期間 : 平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

運営（運転・維持管理）期間 : 平成 17 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

5. 契約締結までの手続き

入札の公告（ ）後から契約締結（ ）に至るまでの概要ステップは、図1のとおりである。
 なお、募集要項は第1部、第2部に分けて配布する。（第1部は、入札説明書、発注仕様書、参考資料等、第2部は契約条件書等である。）

市は、募集要項第1部配布後に提出された資格審査申請書等をもとに資格審査（ ）を行う。次に、資格審査の合格者を対象に、募集要項第2部配布後に開催する各提出書類の記載要領に関する説明会を経て制限付一般競争入札（ ）を行い、「技術審査申請書」、「資金計画書」、「入札書」、「入札内訳書」（以下、これら4つをまとめて「応募資料等」という。）を受領する。入札参加者によって提出された応募資料等のうち、「入札書」及び「入札内訳書」については、市の指定する弁護士の管理下で開札まで保管される。一方、「技術審査申請書」及び「資金計画書」について、審査委員会による技術審査（ ）を実施する。その後、同審査の合格者を対象に開札（ ）を行う。開札後、コスト妥当性審査（ ）を実施する。同審査の合格者のうち入札金額（事業期間中の行政負担金額）が最小の者を落札者（ ）とする。市は落札者との契約詳細の詰め（ ）を経て契約締結（ ）を行う。

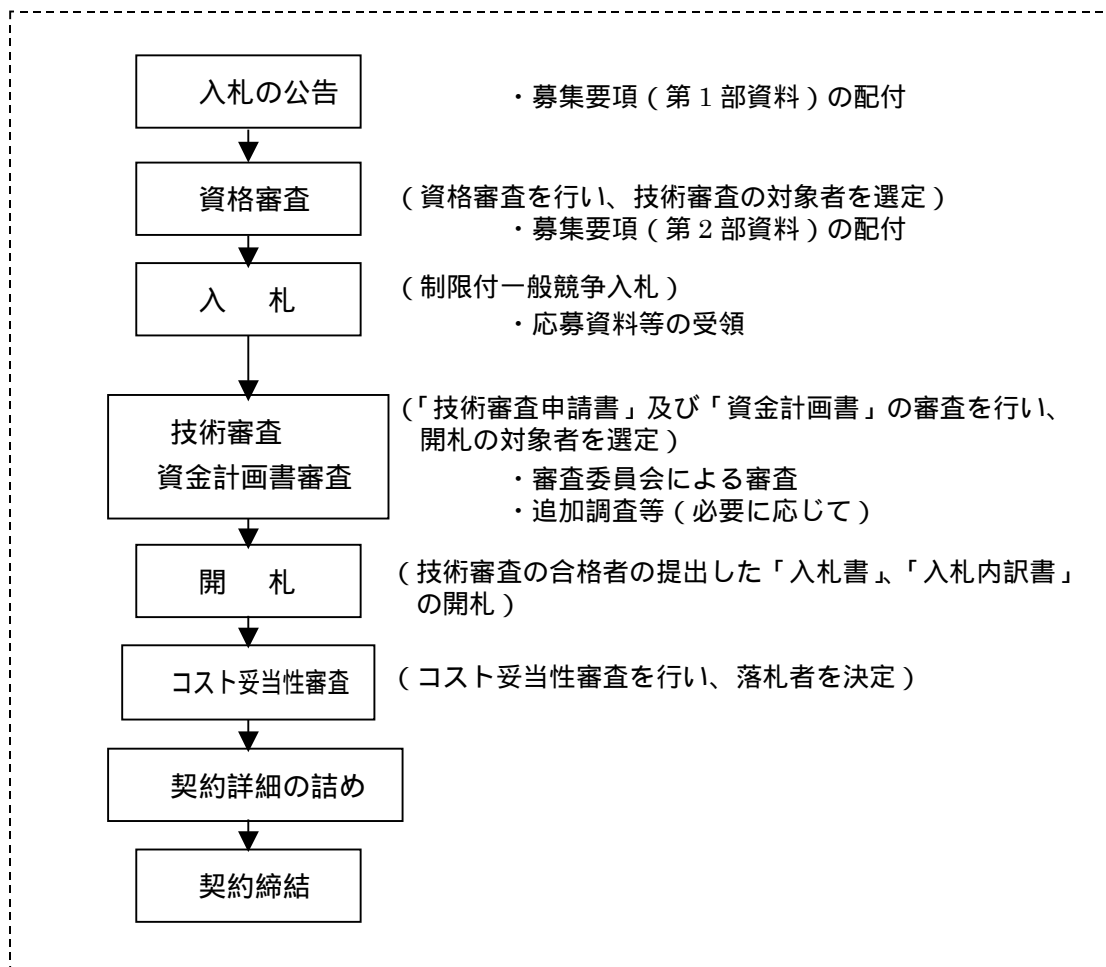


図1 契約締結までの手続き

なお、落札者の具体的な決定方法としては、入札金額（事業期間中の市の財政負担金額の現在価値換算値）が、事前に市が設定する予定価格の範囲内であり、且つ、最も安価な提案を行った者を落札者とする。

6. スケジュール

入札公告後の契約締結に至るまでの概略のスケジュールは次のとおりである。

公告	平成 13 年 7 月 3 日（火）
募集要項（第 1 部）の配布	7 月 4 日（水）～7 月 6 日（金）
資格審査申請書等受付	7 月 18 日（水）まで
入札参加資格の確認結果通知	7 月 26 日（木）まで
募集要項（第 2 部）の配布	7 月 27 日（金）
募集要項説明会	7 月 31 日（火）
参加資格がないと認めた理由の説明請求	7 月 31 日（火）まで
募集要項質疑の受付	7 月 27 日（金）～8 月 16 日（木）
の説明請求に係る回答	8 月 3 日（金）まで
募集要項質疑への回答	8 月 23 日（木）まで
入札（応募資料等の提出）	9 月 5 日（水）
応募資料に関する追加質疑等	9 月 12 日（水）まで
技術審査及び資金計画書審査	9 月 25 日（火）まで
技術審査結果の通知	9 月 25 日（火）まで
技術審査結果の理由の説明請求	9 月 25 日（火）～9 月 27 日（木）
理由の説明請求に係る回答	10 月 1 日（月）まで
開札	10 月 2 日（火）
コスト妥当性審査（落札者の決定）	10 月 4 日（木）まで
契約詳細の詰め	平成 14 年 1 月初まで
事業者の決定（契約の締結）	1 月初

なお、上記スケジュールは参加者の図書提出の状況、審査委員会の審議の進捗状況等により変更される可能性がある。

7. 募集要項の配布

募集要項の配布は、以下の要領で行われる。

(1) 募集要項（第1部）の配布

期 日：平成13年7月4日（水）～7月6日（金）まで。

時 間：7月4日（水） 13時～17時

7月5日（木）～7月6日（金） 9時～17時（ただし、12時～13時を除く。）

場 所：3.に同じ。

配布資料：入札説明書、発注仕様書、参考資料等

(2) 募集要項（第2部）の配布

期 日：平成13年7月27日（金）

時 間：13時～17時

場 所：3.に同じ。

配布資料：契約条件書等

ただし、募集要項（第2部）は、入札参加資格審査において、合格と判断された参加者のみ配布を行うものとする。なお、募集要項（第1部）への追加説明・修正の必要が発生した場合は、募集要項（第2部）と同時に行うものとする。

8. 募集要項に対する質疑

(1) 募集要項に対する質問

募集要項について質問がある場合には、質問事項を記載した質問書を次のとおり提出すること。ただし、質問内容が公正な入札の実施に影響を与えるものと市により判断されたものについては、回答しないことがある。

なお、質問書の提出書式は、募集要項第2部と併せて配布する提出資料一覧に記載された様式に従うこと。

提出期間

平成13年7月27日（金）から平成13年8月16日（木）17：00まで。

提出方法

質問事項を記載した質問書をデジタルデータ（ソフトウェア等については、16.(2)の を参照のこと。）の状態で、3.の場所に電子メールで送付すること。また、同様の方法により次の場所にも同時に提出すること。

送付先：株式会社 日本総合研究所 創発戦略センター
倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業担当
電話：03-3288-4649
F A X：03-3288-4689
Eメール：kurashiki-pfi@ird.jri.co.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、以下の要領で行われる。

回答方法

市は回答を作成し、電子メールで参加者に回答を送付する。原則として、回答は参加者全員に送付するものとする。ただし、市の判断により、参加者全員への連絡が不要と考えられた回答については、その限りではない。なお、回答の送付先は14.の申請書に記載の担当者宛てとする。

回答期限

平成 13 年 8 月 23 日（木）まで。

9. 審査委員会の設置

市は、資格審査、技術審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置している。審査委員会を構成する委員は、次のとおりである²。

青山 勲	岡山大学副学長、資源生物科学研究所教授（水質学）
大澤 正明	財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部次長
委員長 岡本 輝代志	岡山商科大学教授（商業経営学）
田中 勝	岡山大学環境理工学部教授（環境影響評価学）、日本廃棄物学会会長

10. 入札参加資格要件

参加者とは、処理事業実施のために設立されるSPCへの出資予定者であり、以下の参加資格要件を全て満たすこととする。

² 委員の役職名は、平成 13 年 3 月 21 日の委員会結成時のものを示している。

(1) 基本的な資格要件

以下の3要件については、参加者が単独企業であっても、複数の企業グループであっても、参加者を構成する全ての企業等が満足することとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないものであること。（なお、成年被後見人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものである。）

市の発注に関する契約に係る指名停止の措置を受けていないものであること。

商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

(2) 経営状況

本事業の実施にあたり、産業廃棄物に係るリスクを保証する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けたもののうち経営事項審査点数（建築一式）が800点以上のものであること。さらに、企業内容等の開示に関する総理府令（昭和48年1月30日大蔵省令第5号）第1条第13号の2に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が、最上位から10番目以内（「BBB-」もしくは「Baa3」以上）に位置すること。

(3) 廃棄物処理及び提案技術に関する実績

以下の要件については、参加者のうち、処理施設の施工を担当する企業が満足することとする。

処理方式はガス化溶融方式とし、過去10年間（平成3年4月1日から平成13年3月31日まで）の間で一般廃棄物を対象とした約100t/日以上処理能力を有する実用施設の運転実績を有し、環境法令要件等を満足していることの証明を有するものであること。さらに、参加者は、過去10年間の間で産業廃棄物処理に係る実証施設の運転実績を有するものであること。ここで、実用施設とは、供用開始後の施設もしくはそれに準ずる施設であり、実証施設とは30t/日程度の処理能力を有する試験施設のことを示す。また、「ガス化溶融炉」とは、「ごみを熱分解した後に、発生ガスを燃焼または回収すると

もに、灰、不燃物を溶融する施設」のことを示す。

参加者は、提案するガス化溶融炉の設計・施工実績を有する企業をその構成員するとともに、運営経験、もしくは同種同程度以上の運営経験を有する専門の技術者を運営開始から半年間以上、専任で配置できるものであること。

(4) 用地確保に関する能力（参加者が事業実施用地を提案する場合）

発注仕様書に記載の要件を満たす事業実施用地を倉敷市水島臨海工業地帯（工業専用地域、市街化調整区域）に確保する能力を有していること。

(5) その他の参加不適格者

以下の要件については、参加者の中に該当する企業が 1 社でも含まれる場合、不適格となる。

審査委員会委員及び委員が属する企業及びその関係会社
主催者関係者（市の職員、アドバイザー及び関係会社）

ここで、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社のことを示す。

11. 事業実施用地に関する要件等

(1) 市の確保する事業実施用地

市は、以下の場所に事業実施用地を確保する。

倉敷市水島川崎通 1 丁目 1 8 番（雑種地）うち面積約 2 ha

(2) 参加者による事業実施用地の提案

参加者は、(1)の市が確保する事業実施用地と同等の条件を満足する事業実施用地を自ら確保し、かかる用地において処理事業を実施することを提案できるものとする。この場合、参加者の提案する事業実施用地は、発注仕様書 第 1 部第 2 章第 2 節に記載の要件を満足するものとする。

(3) 用地確保能力の確認（参加者が事業実施用地を提案する場合）

参加者が事業実施用地を提案した場合にあっては、市は参加者の提案する事業実施用地が発注仕様書 第 1 部第 2 章第 2 節に記載の要件を満足することとする。かかる確認は、次の方法により行う。

14.に記載の資格審査のための資料において、参加者が計画する事業実施用地の概要及び同提案用地が発注仕様書に記載の要件に合致していることの確認を行う。

17.に記載の技術審査の一環として、提案用地を事業実施用地とすることに関する手続きの進捗状況の確認を行う。

12. 一参加者一入札

一参加者は本入札について一つの入札しか行えないものとする。また、一民間事業者が複数の参加者の構成員となることはできない。

13. 参加者を構成する民間企業等の変更の禁止

正当な理由がある場合を除き、14.の資格審査の申請から契約の締結に至るまで、参加者を構成する民間企業等の変更は認めない。正当な理由なく、落札者の決定までに、このような事態が生じた際には、その参加者は入札参加資格を失うこととする。

また、正当な理由なく落札者決定以降にこのような事態が生じた場合、落札者となった参加者は落札者の権利を失うものとする。

14. 資格審査

資格審査への参加希望者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けること。

(1) 申請書等の提出

入札参加希望者は、資格審査様式第一号による申請書並びに資格審査様式第二号、第三号、第四号及び第五号による入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）をそれぞれ2部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格があると認められたものに限り17.に示す技術審査の対象とする。

(2) 確認資料への添付書類

確認資料には、次の書類を添付すること。なお、参加者が複数企業で構成される場合にあっては、構成員ごとに該当する書類を作成すること。

提案するガス化溶融炉を適用した実用施設に関する資料として、「施設概要説明書」及び安

定的な運転を証明する運転トレンドデータ（ごみ処理量、排ガス中の有害物質濃度、発電量等。一般廃棄物については90日以上データ）及び副生成物回収・リサイクル量、溶融飛灰処理物等の発生量。

参加者が設立する SPC より処理施設の設計・施工を請け負う企業の建設業許可証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）。

参加者が設立する SPC より処理施設の設計・施工を請け負う企業の建設業許可申請書の別表（の証明書に係るもの）の写し。

本事業の実施にあたり、産業廃棄物に係るリスクを保証する企業の経営事項審査の結果通知書（審査基準日が、申請書の提出日前1年7ヶ月以内のものうち、直近のもの）の写し。

参加者のうち、産業廃棄物に係るリスクを保証する企業の指定格付機関において取得している発行体格付又は長期債に関する格付が確認できる当該指定格付機関の発行する書類。（取得する日付は、原則として資料の提出日の前週の日付とする。ただし、新規に取得する場合でこの提出日に間に合わない場合は、手続き中である旨の書類を指定格付機関から取得して添付し、入札日までに格付確認書類を担当部局に提出する。）

産業廃棄物起源の副生成物を最終処分する際、処分を委託する場合は委託先の概要。また、事業者自ら最終処分を行う場合は、最終処分実施に関する許可証の写し。

また、については、資格審査通過後、この格付が公開情報で適宜に確認できない場合は、資格を満たしていることを確認する目的で、契約締結に至るまで、市が指定する一定の間隔により定期的に格付確認資料を提出するものとする。

(3) 確認資料の作成方法

確認資料は、次に従い作成すること。なお、及びについては、平成3年4月1日から平成13年3月31日までに、業務が実行されているものに限り記載すること。

ガス化溶融炉の運転実績

10.の(3)のに掲げる資格があることを確認できるガス化溶融炉の運転実績を資格審査様式第二号に記載すること。なお、運転実績のないガス化溶融炉での入札は認められない。

参加者の運営実績

10.の(3)のに掲げる資格があることを確認できる一般廃棄物処理、産業廃棄物処理の実績を資格審査様式第三号に記載すること。

配置予定の技術者の業務経験

10.の(3)のに掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の業務経験を資格審査様式第四号に記載すること。

用地確保に関する能力（参加者が事業実施用地を提案する場合）

10.の(4)に掲げる資格があることを判断できる事業実施用地の概要及び同地を確保でき

る理由を資格審査様式第五号に記載すること。

添付資料

資格審査様式第二号、第三号、第四号及び第五号については、記載内容を確認することができる書類を添付すること。

(4) 確認資料の提出方法

確認資料は、持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(5) 参加資格の確認

入札参加資格の確認は、確認資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、原則として、平成 13 年 7 月 26 日（木）までに確認し、書面（「入札参加資格確認通知書」）により通知する。

(6) 確認資料の受付

受付期間：平成 13 年 7 月 16 日（月）から平成 13 年 7 月 18 日（水）まで。

受付時間：9 時から 17 時まで。（ただし、12 時～13 時を除く。）

受付場所：3. に同じ。

(7) 参加資格の抹消

参加資格確認後、入札結果の公表までの期間に、参加者または参加者を構成する民間事業者が 10.(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる資格を欠くことになった場合、参加者または当該民間事業者が所属する参加者は入札参加資格を失うこととする。

(8) その他

確認資料の作成等に係る費用は、参加者の負担とする。

提出された確認資料の返却は行わない。

確認資料に関する問い合わせ先は 3. に同じ。

15. 入札参加資格が認められなかったものに対する理由の説明

(1) 資格審査結果の理由の説明請求

資格審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について、市に対して説明を求めることができる。

(2) 説明請求の期日等

(1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を平成 13 年 7 月 27 日（金）から平成

13年7月31日(火)(ただし、土曜日、休日を除く。)までの9時から17時(ただし、12時～13時を除く。)の間に3.に示した場所へ持参により提出(書式は自由)するものとする。郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 説明請求に対する回答

原則として、説明を求めたものに対する回答は、平成13年8月3日(金)までに、書面により行う。

16. 入札の手続き等

入札への参加希望者は、次に従って入札に参加すること。ここで、入札とは、「技術審査申請書」、「資金計画書」、「入札書」、「入札内訳書」を提出することをいう。

(1) 入札の日時

平成13年9月5日(木)午前10時

(2) 応募資料等の提出

入札への参加希望者は、「入札書」、提出資料一覧に記載された「技術審査申請書」、「資金計画書」、「入札内訳書」を提出しなければならない。

提出の方法は、それぞれ次のとおりとする。

技術審査申請書、資金計画書

技術審査申請書、資金計画書については、オリジナル1部、コピー6部、フロッピーディスク1セットを準備し、(3)に示す場所へ持参すること。郵送または電送によるものは受け付けない。

また、郵送により、技術審査申請書、資金計画書のコピー2部、フロッピーディスク1セットを8.(1)に示す株式会社 日本総合研究所まで提出すること。

技術審査申請書の表紙には、以下の事項を記載し、さらに、オリジナルとコピーの区別も記載する。

- ・ 資料の名称：倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 技術審査申請書
- ・ 送付者の名称：企業名(企業グループの場合は、代表企業の名称)

なお、フロッピーディスクには、提出する技術審査申請書のうち、デジタルデータで提出が可能なもの(様式の指定があるもの、説明文章等)のみを格納するものとし、デジタルデータでの提出が困難なもの(図面等)は別添とし、フロッピーディスクに格納する必要はない。また、フロッピーディスクへの格納の条件は次のとおりとする。

- ・ フロッピーディスク：3.5 インチ 1.44MB フォーマット
- ・ OS：MicroSoft 社製の Windows95、Windows98 及び WindowsNT
- ・ 使用アプリケーション：MicroSoft 社製の Word97、Word98、Word2000、Excel97 及び Excel2000

入札書、入札内訳書

入札書、入札内訳書については、オリジナル 1 部、フロッピーディスク 1 セットを準備し、(3)に示す場所へ持参すること。郵送または電送によるものは受け付けない。

受領した入札書及び入札内訳書は、市の指定する弁護士の管理下で開札まで保管される。

(3) 入札の場所

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市役所 4 階 401 会議室
TEL 086-426-3375

(4) 入札書に記載する金額

参加者は、募集要項に記載された内容を踏まえ、応募資料等において提示した考え方に沿って処理施設を建設・運営した場合の行政負担金額の現在価値換算額を入札書に記載すること。現在価値換算に用いる割引率は 2% とすること。

なお、参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載することとし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(5) その他

参加者またはその代理人は、入札に関する一切の権限を有することを証明する委任状を持参すること。

参加者またはその代理人は、入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

提出された応募資料等は、返却しない。

17. 技術審査

技術審査への参加希望者は次に従って、技術審査を受ける。なお、技術審査により、処理事業の実施能力があると認められたものに限り 19. の開札参加の対象とする。

(1) 技術審査の内容

技術審査は、審査委員会が技術審査申請書を募集要項第 2 部と併せて配布する「技術審査の視点」に示した観点から審査し、全ての項目について処理施設の性能を発揮させることが可能であると判断される場合に合格とする。また、技術審査の一環として資金計画書の妥当性に関する審査を行う。資金計画書の妥当性に関する審査とは、参加者の想定している資金調達が確実に行えるかどうかの判断を行うものである。また、この他、技術審査の一環として、参加者の想定している産業廃棄物の調達計画の妥当性に関する審査を行う。

(2) 技術審査申請書、又は資金計画書に関する追加質疑等

提出された技術審査申請書、又は資金計画書に不明な点がある場合または市が必要と認めた場合、市は参加者へ当該内容に関する問い合わせを行うものとする。

(3) その他

技術審査申請書及び資金計画書の作成等に係る費用は、参加者の負担とする。

提出された設計書の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、落札者の決定後、市は、必要に応じて参加者の承諾を得た上で技術審査申請書及び資金計画書の内容を無償にて使用できるものとする。

18. 開札参加資格が認められなかったものに対する理由の説明

(1) 技術審査結果の理由の説明請求

技術審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について、市に対して説明を求めることができる。

(2) 説明請求の期日等

(1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を平成 13 年 9 月 25 日(火)から平成 13 年 9 月 27 日(木)までの 9 時から 17 時(ただし、12 時～13 時を除く。)の間に、3. に示した場所へ持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 説明請求に対する回答

原則として、説明を求めたものに対する回答は、平成 13 年 10 月 1 日(月)までに、書面により行う。

19. 開札の手続き等

(1) 開札の日時

開札：平成 13 年 10 月 2 日（火）午前 10 時

(2) 開札の場所

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市役所 4 階 401 会議室

TEL 086-426-3375

(3) 計算根拠の提示

参加者は、16.(4)の入札書の計算根拠となる入札内訳書を合わせて作成すること。入札内訳書のコスト妥当性審査は、募集要項第 2 部と併せて配布する「コスト妥当性審査の視点」に示した観点から、その作成方法の妥当性を審査するものである。入札内訳書の作成方法に誤りがあった場合、参加者は入札への参加資格を失ったものと見なされる。

(4) 開札

開札は、参加者またはその代理人を立ち合わせて行うものとする。なお、開札により入札金額を確認の上、20.に記載の方法により、落札者の決定を行う。

(5) その他

技術審査の結果、入札参加資格を認められなかったものの「入札書」及び「入札内訳書」の開札は行わず、参加者に返却される。

開札の結果、全ての参加者について入札書に記載の金額が予定価格を上回った場合には、再度 16.に示す入札の手続きから実施するものとする。ただし、その執行回数は、2 回を限度とする。

20. 落札者の決定方法（コスト妥当性審査）

(1) 落札者の決定方法

落札者は、開札の結果及び開札に引き続いて行われるコスト妥当性審査の結果によって決定される。

開札の結果、入札書に記載の事業期間中の行政負担金額の現在価値換算値が予定価格を下回ったものについてのみコスト妥当性審査を実施する。コスト妥当性審査の結果、入札内訳書の計算方法が妥当であり、且つ入札書に記載の事業期間中の行政負担金額の現在価値換算値が最小のものを落札者とする。また、入札内訳書の計算方法が妥当であり、入札書に記載の事業期間中の行政負担金額の現在価値換算値が 2 番目に小さいものを次点とする。ただし、落札者との契約詳細の詰めがまとまらない場合に限り、次点との契約詳細の詰めが行われるものとする。

なお、コスト妥当性審査の結果、入札内訳書の計算方法が妥当と判断される参加者のない場合、再度 16.に示す入札の手続きから実施するものとする。ただし、その執行回数は、19.(5)の場合と合わせて、2回を限度とする。

(2)コスト妥当性審査の期間と落札者の決定日

コスト妥当性審査：平成 13 年 10 月 2 日（火）開札終了後～10 月 4 日（木）

落札者の決定日：平成 13 年 10 月 4 日（木） 17：00

(3) 結果及び審査の公表方法

市は、審査の結果を取りまとめて公表する。

21. 入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

22. 入札、開札の無効等

(1) 入札及び開札への参加資格

14 . の(1)の申請書等を期限までに提出しないもの、入札及び開札参加資格がないと認められたものまたは入札または開札参加資格の確認を受けたものであって、開札時において 10 . に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、開札に参加することができない。

(2) 虚偽の申請等

入札参加資格を有しないものまたは虚偽の申請を行ったものの入札及び不正な入札は、無効とし、無効の入札をしたものが落札者である場合には、落札決定を取り消すものとする。

23. 契約詳細の詰め及び契約の締結

落札者は、単独企業でまたは、処理事業を実施するための SPC、共同事業体等を設立して市と契約詳細の詰めを行う。ただし、契約詳細の詰めは、事業条件等における詳細の詰めを行うものであり、募集要項に記された内容と違う変更は、原則として行わないものとする。契約詳細の詰め後、落札者と市は契約の締結を行う。

24. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。